

**「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」
義務付けられました。**

労働安全衛生規則の改正による
トラック荷役作業の**安全対策が強化**



1. 「昇降設備の設置」 2. 「保護帽の着用」

＊対象範囲が2トン以上の貨物自動車に拡大されました。

令和5年10月 施行されました。

**3. 「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」の義務化
令和6年2月 施行より施行されます。**

**「テールゲートリフター 特別教育」
出張講習 連絡お待ちしております。**



6時間講習（学科4時間 ＋ 実技2時間）

テールゲートリフター 特別教育	
テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
関係法令	0.5時間
テールゲートリフターの操作の方法（実技）	2時間

**出張講習について、
ご相談は……**

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

横浜南支部 へご連絡ください。

TEL: 045-651-4701